

北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット 2017年3月14日 第92号
TEL 592-5000 fax 571-4346
803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F
URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

内心の自由を奪う憲法違反の「共謀罪」はNO!

9条の会・北九州憲法ネット
代表世話人 後藤 景子弁護士

1. 「共謀罪」の創設は、2000年11月に国連総会で採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」に批准するための措置であるとされている。現在177カ国が同条約に批准しているが、多くの国は新たに共謀罪を創設せずに批准している。日本は署名したものの、共謀罪の創設にこだわるあまり、いまだに批准ができていない。

政府原案によると「共謀罪」とは、4年以上の懲役刑に該当する犯罪について、「共謀」することを罰するものである。「4年以上の懲役刑」に該当する犯罪は600種類以上にもものぼり、これらに該当する犯罪の共謀をした者は、原則2年以下の懲役刑に処される。ただし、死刑、無期、10年以上の懲役に該当する犯罪に限っては、懲役5年以下の刑罰が下されることとなっている。

「共謀罪」は、「未遂罪」や「予備罪」とは、まるで異なる。犯罪の実行に着手したが、結果的に遂げられなかったものが「未遂罪」、計画した殺人に使用する目的で凶器を購入することなどが「予備罪」。つまり、「未遂」以前の、そのまた「予備」以前の、「話し合っただけ」とみなされる段階で裁くことが「共謀罪」である。

2. 戦前の「治安維持法」では、「協議罪」が乱用されたという。

「第二条 前条第一項の目的をもってその目的にある事項の実行に関して協議した者は七年以下の懲役または禁固に処する。」

治安維持法とは、特定の思想を持った結社や、そうした組織への加入を処罰することを主な目的としたものだ。そこに、話し合いを処罰する「協議

罪」を設けたことで、組織加入などの実行為以前から取り締まりが可能となった。この「協議罪」の典型が、全国で1



後藤景子弁護士

600人近くが逮捕、拘留された1928(昭和3)年の3・15事件だ。逮捕された人の多くは、共産党や労働農民党などに入党していなかったという。

3. 「共謀段階」から裁くためには、いったい、どのような捜査が行われるのだろうか。「共謀しているかどうか」を判断するために、捜査機関は、捜査対象者の日常的な会話やメール内容を把握する必要がある。国家による国民の監視、盗聴法の拡大も同時並行で進められるだろう。

4. 日弁連は「共謀罪が成立しない犯罪はごく限られたものだけであると言っても過言ではない」と指摘している。

懲役4年以上の犯罪には、窃盗、収賄、傷害、詐欺、恐喝、有印私文書偽造などの犯罪も含まれる。

5. 共謀罪の強行採決を絶対に阻止しなければならない。



共謀罪は、政府の進める政策や法改正に反対する意思表示を取り締まる手段として悪用されてしまう危険性がある。

自由な言論ができない社会にならないために立ち上がりましょう。

自民党、改憲発議を具体化 9条を守る世論形成が急務！

自民党は、3月5日の党大会で採決する 2017年方針案に「憲法改正原案の発議に向けて、具体的な歩みを進める」とするようです。今後、国民各層、各種団体との協力のもと、「憲法改正賛

同者の拡大」を推進する方針です。この動きに対抗し、「憲法壊すな、9条守れ」の声を、国の隅々まで広げることが急務です。

憲法の持つ先進性、魅力を語り、政治を変えるための奮闘は続く

* 憲法は立憲主義の第3ステージ

伊藤真氏(伊藤塾塾長・弁護士)は新婦人新聞「ワクワク憲法塾」にシリーズで、発言を続けています。2月23日号では、今の日本国憲法の平和主義を近代立憲主義の発展ととらえ、「立憲主義の第3のステージ」と位置付けています。立憲主義の起源は、イギリスのマグナカルタ[1215年]に遡ります。近代立憲主義はフランス人権宣言[1789年]などで「憲法で、国家の権力を制限することが、個人の尊重と人権保障の目的で」と明確にしました。日本国憲法の立憲主義は、このよ

うな近代立憲主義をさらに一歩進め、平和をも憲法の目的に取り込んでいます。憲法の前文で、憲法制定の目的を2つ掲げています。その一つが「我が国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保すること」と、もう一つが、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意」したことを説明しています。憲法の目的に徹底した平和主義を取り込んでいるのです。このことを、多くの国民に紹介していきましょう。

* 3月から5月にかけて、憲法擁護の運動で、北九州でも様々な取り組みが行われます。

「9条の会・北九州憲法ネット」・6月17日(土)に「憲法連続講座」を開きます。9月には総会を開き、各9条の会の交流もします。また、「野党共闘」の促進のための取組も検討中です。

北九州憲法共同センター・毎月1回、土曜日に、小倉駅前で11時から憲法宣伝をしています。3月は4日、4月は1日に行います。

平和をあきらめない北九州ネット・毎月19日に戦争法廃止に向けての集会・宣伝を行っています。

3月19日は県民集会(冷泉公園12時30分)に合流。4月19日(水)18時小倉駅で宣伝。



憲法随想

働く女性として日常の中で思うこと

弁護士 里本 麻衣

こんにちは。北九州市で弁護士をしています里本麻衣と申します。今回、初めて原稿を書かせて頂くことになりました。何を書くか色々迷いましたが、憲法と女性のことについてつつらと書く…というもとても堅苦しいと思いましたので、私が女性弁護士として活動・生活する日常の中で感じたことを書かせて頂くことにしました。

突然個人的なことです。私は現在妊娠7か月目に突入しております。だいぶお腹も大きくなってきて、立ち上がるのも、よっこいしょ、といった感じです。

妊娠してから改めて気づかされたことがあります。それは、仕事のキャリアが一旦断たれるということです。私は借金して弁護士になった口ですので、出産後は復帰する予定です。しかし、出産後すぐに復帰できるわけではありません。出産は女性独自のものなので、一旦キャリアが断たれるということは当然のことであり、その点についてとやかく言うつもりはありません。しかし、すぐに復帰できないのは、身体のことだけではなく、復帰しにくい制度があると思います。

最近、保育園を探す活動、いわゆる「保活」は、妊娠中からするようになっています。私はできるだけ、0歳のときは自分たちで赤ちゃんの面倒を見たいと思っていますが、0歳から保育園に入れないと、1歳を過ぎてから入れようと思っても、保育園に入ることは困難になってしまうようです。復帰の時期も、子育ての方針も、なかなか自分の思うような選択ができないのだなあと思知らされました。

仮に無事に復帰できたとしても、その後も問題はあります。私が復帰しても、出産前と同じように働くことができるか？と言ったらそうではありません。子どもを保育園に迎えに行かなければなりません。子どもが熱を出したら保育園は預かってくれませんので、仕事を休まなければなりません。

仕事の量が減るということは、収入も確実に減るということになります。夫婦で均等に負担し合えばいいのではないかと、思うかも



里本麻衣弁護士

しれませんが、男性が早く退社することができる社会環境にあるとは到底言えないのが現状です(注:夫の会社の悪口を言っているわけではなく、あくまで一般的な話です)。

私は弁護士という職業柄、男性に負けじと頑張ってきた系の女性ではあると思います。そのため、皆さんからすれば、女性であることに何ら不便を感じていないように思われるかもしれませんが、実際、私も実生活でそこまで不満を感じることはあまりありませんでした。しかし、この妊娠を機に、憲法24条が規定する「両性の平等」というのは、まだまだ実現されていないものだなあと、改めて感じさせられました。

憲法改正が叫ばれている昨今、この憲法24条も危機に瀕しています。みなさんどうか、身近なところで構いませんので、疑問を感じるところから考えることを始めて頂ければと思います。



あんなことコンナコト**「平和コント」のアピールを通して**

私たち「キリスト者九条の会・北九州」“九条守りたい”は、2008年より北九州で平和学習定例会を始め、近年は平和コントや傘アクションなどを通して対話を深めたいと活動しているグループです。平和コントとはお堅いイメージの憲法をどうやったら一般の方々に分かりやすくお伝え出来るかと考えて創作したものです。

最初の平和コントは、割烹着を着た主婦二人がケンカして交互にスプーン・お玉・ミルク鍋・フライパンと争いがエスカレートしていく様をおもしろく再現し、結局武力では平和はつくれないことを庶民目線で訴えました。

毎年「武力で平和はつくれない」このことをテーマに新作にチャレンジしてきました。今年は自民党憲法草案の内容を分かりやすく伝えるために、日本国憲法と比較したコントで、どんなに自民党草案のものが戦前回帰なものになっているか、ひと目でわかりやすくお伝えしました。

ふつう一般の方が自民党憲法草案の中味を

知る機会はありません、それを知れば誰でもおかしいと気づいてくださると思いました。ですからコントを観た方々から「そんなことになっているのね・・・」「よくわかったわ!」「だんだん意味がわかってきたわ」とお声をいただけると素直に嬉しいです。少しでも憲法に興味を持ってくださる方々が増え、平和に関わっていただけたらと祈っています。

憲法審査会も始まり2017年はますます国民投票が現実化してきています。平和憲法の維持は私たちの生活の根本であり、生き方を問われるものと思います。これから軍事国家をめざしていくのか、9条で世界と信頼関係を作り平和国家として歩いていくのか、一人一人の選択にかかっています。高瀬紀子(おりお9条の会ニュース2017年2月号から)



カンパありがとうございます。そして、お願い!

当会は、一貫して、憲法及び9条を学び、守り発展させるため、学習会や講演会、署名活動、街頭宣伝などの諸活動を行ってきました。ニュースの発行は、90号になりました。毎回700人の方にニュースをお送りしたり、手渡ししたりしています。その費用は、当会は会費がないのですべてカンパで賄っています。安倍政権の憲法破壊、立憲主義無視の暴走を阻止する戦いは山場です。しかし、当会の活動資金が枯渇しています。皆さんのお力で当会の活動を支えてください。

振替番号：01700-8-115768 名義：「九条の会・北九州憲法ネット」

カンパ 1月 馬渡敏文 河村智重子 吉田素子 玉井史太郎 永野忠幸 有馬正夫 深堀初女 野瀬秀洋 勝元紀 川原 巖誠 安達恵美子 玉井史太郎 葉山牧子 山田成人 岩下照雄 森田禮三 竹中労 塩塚茂嘉 川辺希和子 勝野禎二 毛利義広 永沼慶子 江本信義 山鹿正彦 田口政子 小川由美 古賀三千人 西妙 **2月** 竹中松夫 南嘉久 有馬和子 松井岩美 松井玲子 渡辺末子 石橋眞智子 長谷川基子 佐多道人 小泉孝 豊福直美 **メッセージ** ●アベ政治を許さない”野党共闘を期待します。1/13 F. T ●9条の会・北九州憲法ネットの活動には、深く敬畏申し上げます。会の発展を祈りながら少しだけカンパさせていただきます。1/17 H. F ●野党共闘で安倍自公政権を打倒しよう 1/19 F. T ●カンパ 1/19 S. Y ●カンパ 1/23 R. M ●カンパ 1/24 Y. M ●カンパ 1/24 T. K ●ニュースありがとうございます。僅かですがカンパです。1/26 M. T ●お世話になります。今年もよろしく願い致します。1/26 Y. O ●超高齢化ながらなお多忙に追われてカンパができてすみません。些少ですが送金します。1/31 M. K ●わずかですが、平和憲法何としても守りましょう! 2/15 S. W